

国立大学法人和歌山大学環境管理規則

制 定 平成19年 4月20日

法人和歌山大学規程第 635号

最終改正 令和 5年 6月23日

(目的)

第1条 この規則は、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における環境に対する取組を円滑に実施することを目的として定める。

(適用)

第2条 この規則は、本学を構成するすべての者及び組織（生活協同組合等を含む）に適用する。

(定義)

第3条 本規則における「部局」とは、本学組織規則に定める事務局、学部等、附属機関及び教育学部各附属学校をいう。

(責務)

第4条 本学は、教育・研究及びそれに伴うあらゆる活動において、常に環境負荷の削減と環境との調和を図ることに努力するための必要な措置を講ずる。

(組織)

第5条 本学における環境管理体制に関する組織は、別に定める。

(環境管理責任者等の選任)

第6条 第1条の目的及び第4条の責務を達成するために、次のとおり環境管理を行うための環境管理責任者等を置く。

- (1) 環境管理責任者 1名
- (2) 部局環境管理責任者 各部局から1名
- (3) 部局環境管理推進世話役 各部局から1名

(環境管理責任者)

第7条 環境管理責任者は、学長とする。

2 環境管理責任者は、本学における環境管理について総括的な管理をする。

(部局環境管理責任者)

第8条 部局環境管理責任者は、各部局長とする。

2 部局環境管理責任者は、各部局における環境管理について責任を負う。

(部局環境管理推進世話役)

第9条 部局環境管理推進世話役は、各部局選出の職員とする。ただし、職員のいない部局においては教員とすることができる。

2 部局環境管理推進世話役の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中欠員が生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部局環境管理推進世話役は、各部局における環境管理の推進を行う。

(環境管理委員会)

第10条 本学に第1条の目的及び第4条の責務を達成するために環境管理委員会を設置する。

環境管理規則

2 環境管理委員会について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成19年4月20日から施行する。

2 この規則施行後最初に選出される第6条第3号の部局環境管理推進世話役の任期は、第9条第2項の規定にかかわらず平成21年3月31日までとする。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1078号）

この改正規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1799号）

この改正規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月9日一部改正：法人和歌山大学規程第1840号）

この改正規則は、平成28年6月9日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1937号）

この改正規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2626号）

この改正規則は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から施行する。